

2023年2月7日

大阪府商工労働部
部長 小林 宏行 様

自治労大阪府職員労働組合
商工支部長



勤務・労働条件及び職場環境等に関する要求について

日頃の地方自治確立に向けた取り組みに敬意を表します。

私たち自治労大阪府職員労働組合商工支部に結集する組合員は、公務を民主的かつ効率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行すべく日々奮闘致しております。

公務員としての総合性を継続的に研鑽することを前提に、府民福祉・公共サービスの向上に寄与すべく職務に邁進できる職場確立のため、自らの労働条件および職場環境等について下記の要求を行いますので誠意をもって対応されたい。

記

I 勤務・労働条件等に関すること

1. 従前からの労使慣行を厳守し、勤務・労働条件の改変にあたっては、事前協議制を尊重して遅滞なく協議を行い、一方的実施は行わないこと。

《要望事項》

・地方独立行政法人大阪産業技術研究所と自治労産技研労組との労働協約書の締結を速やかに行うように、商工労働部としても働きかけを行うこと。

2. 平成24年3月26日締結の確認書で謳われている、「法人移行後、職員の賃金・労働条件に関して問題が生じた場合は、大阪府商工労働部はその都度、職員団体と協議し、法人への指導を含め、問題解決のために必要な措置を講じる。」と労使ともに確認しているが、給与再計算の誤り問題等について、法人にどのような指導、問題解決に必要な措置を講じたか、説明を求める。

《要望事項》

・地方独立行政法人大阪産業技術研究所に新規採用される者の2級初任給問題及び賃金等に付いては、労使ともに協議し最善の措置を取れるように、商工労働部としても働きかけを行うこと。

3. 各職場において、労基法に抵触する恐れがある場合や、コンプライアンス違反に抵触することが危惧される場合は、速やかに適正な業務執行が行われるよう取組み、適切に対応できるよう勤務・労働条件の改善を図ること。

《要望事項》

・人員の配置については、所属長等のマネジメントとして位置付けであるが、業務実態を把握した人員配置や、適性にあった人材活用をした組織マネジメントや、人員の重点

化を行うなど、必要な業務量に見合った適正な配置にも努めること。また、職の継承という意義を踏まえ過重労働防止に努め、職場の意見も配慮した勤務労働条件の適正な確保に努めること。

・職員が持つアイデアや意欲、向上心を喚起し、職員の能力を直接職務に反映させるキャリアクリエイト制度（ベンチャーコース）の主旨を鑑み、職員のキャリアパス形成のため、業務経験とその順序を考慮し、適正な配置異動を行うこと。

4. 欠員については、速やかに補充し、再任用制度の運用にあたっては、職場の状況等を踏まえ適切に対応すること。
5. 「労働に関する安全」に留意した勤務・労働条件の改善を図ること。また、職員の健康管理に留意した勤務・労働条件の改善を図ること。
6. 2021年11月19日手交の計量検定所分会要求書の中で、指摘されていた法令順守違反（クレーンの定格荷重を超えた使用）は、再三に指摘してきたにも関わらず、現時点まで商工労働部として放置。是正対策も行われず違反行為を継続させ、組織を挙げた隠蔽を図った経緯を説明し、再発防止の改善策を示すこと。また、この隠蔽対策に係わった人員の処遇に対しても説明を行うこと。
7. 「フレックスタイム制度」及び「新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取り扱いについて」など、多用途な在宅勤務等が行われているが、在宅で業務上の対応を行った時には、適正な対価措置及び実情に配慮した運用を行い、全ての職員が平等に活用できる制度設計を行うこと。

Ⅱ 職場環境等に関すること

8. 職場の労働安全衛生対策を図り、心身の健康の保持・増進と疾病予防のため健康診断（人間ドック含む）の充実やメンタルヘルス予防対策、職場によるケア、研修・講習をさらに充実すること。また、ハラスメントまがいの行為がない職場環境等を構築すること。
9. 各職場に対して業務実態に対応した被服等が貸与できるよう措置を講ずること。
10. WHOの憲章では、前文において「健康」を次のように定義しています。
「健康とは、病気でないとか、弱っていないと言う事ではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態であることを言います。」となっている。その定義を鑑み、職員の質を高め、組織の生産性の向上、長時間労働の抑制など、柔軟な取り組みを行えるように、職場環境等を整えること。

以上